

平成21年6月9日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達して
しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を
開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行いま
す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条
の規定により、議長において3番 富岡君、
9番 上田君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中西峰雄君）日程第2 一般質問 を
行います。

順番8、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）おはようございます。
それでは、一般質問を行います。

私は、市政の主人公は市民であると、この
立場から2項目について質問をいたします。

最初の質問は、橋本市の国民健康保険事業
のあり方についてです。

私は、本年度からの保険料（税）の大幅値
上げに見られる国民健康保険加入者への負担
を求めることに重きを置き事業を進めれば、
国民健康保険事業は将来破綻してしまうので
はと危惧をいたします。国民健康保険事業、
国民皆保険制度は何としても守り、発展をさ
せなければならないと考え、以下、4点につ
いて質問をいたします。

質問の第1は、国民健康保険の被保険者の
全国平均所得は1世帯約153万円です。これに
対し、政府管掌健康保険は約237万円、組合健
康保険は約381万円ですから、いかに国民健康
保険の加入者の所得が低いかは明らかです。
市当局が本年度の値上げに関し提出をされた
資料では、国民健康保険加入者で所得が50万
円以下の世帯数は約2,300世帯となっていま
す。この世帯に対し、国民健康保険料（税）
を1.3倍に値上げをしました。

今日の不況下、このような負担増を求めな
ければ、本市の国民健康保険事業は維持でき
ないとすれば、近い将来、国民健康保険事業
は破綻してしまうと考えるが、市当局の見解
を伺います。

質問の第2は、国民健康保険制度のそもそ
も論についてただしたい。国民健康保険法は
1938年に成立をいたしました。当初は相扶共
済の精神にのっとり、規定をし、助け合いの
精神が強調されていましたが、1958年に同法
が改正をされ、この法律は国民健康保険事業
の健全な運営を確保し、もって社会保障及び
国民保健の向上に寄与することを目的とする
と規定をされました。

私は、この社会保障として国民健康保険事
業を位置付けた意義は大きいと考えます。こ
の観点について、市当局の見解を伺います。

第3の質問は、社会保障としての国民健康
保険事業である場合、橋本市の国民健康保険
事業は二つの問題をたださなければならない
と思います。一つは、被保険者の能力を超え
た保険料の課税であります。いま一つは、滞
納者に対する保険証の取り上げ問題です。こ
の二つの問題について、現状と対策について、
具体的に伺います。

質問の第4は、将来にわたって国民皆保険制度である国民健康保険制度は維持発展させなければなりません。そのための抜本的施策について、市当局が考えていることを伺います。

2項目めの質問は、市税の新徴収方法の問題点について質問します。

橋本市は、2年前から市税の徴収方法を嘱託職員による訪問徴収から、正職員による強制徴収、差し押さえ徴収に転換をいたしました。このことから、市民の方から批判の声が出ています。

そこで、質問の第1は、市税の徴収方法を転換をした理由について、市民が納得できる説明を求めます。

また、徴収方法を転換したことで、納税実態はどのように変化をしたのか伺います。

質問の第2は、納税は市民の義務であることを前提に、強制徴収、差し押さえ徴収の実態について具体的に伺います。強制徴収の基準、いわゆる悪質滞納者の基準について、また件数、これは税別と額について伺います。

質問の第3は、私が相談を受けたケースで、1カ月の給料が振り込まれたその日に、朝一番に振り込まれた給料の全額を差し押さえられたということです。給料の全額を差し押さえられてしまった、これ1カ月間どのようにして生活をすればよいのでしょうか。生活できません。この方は、とっさに市役所に出向き、担当職員に約2時間も訴えたそうでありますけれども、1円も戻してもらえなかったとのこと。これは、明らかに行き過ぎた強制徴収であると私は強く感じ、今回、一般質問で取り上げています。給料の全額を差し押さえる強制徴収は問題であると考えて、市当局の明快な答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君の一般質

問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、市税の徴収方法のご質問にお答えをさせていただきます。

本市は、平成19年度から徴収嘱託員による訪宅徴収制度を廃止し、法に基づく滞納処分を中心とした滞納整理業務に転換してまいりました。

その背景には、税源移譲、地方財政の財源確保の要請がますます強くなってきたこと、和歌山地方税回収機構が設立されたことなど、税徴収を取り巻く環境の変化がございます。本市としても、納付期限までに一括して自主納付していただくという納税のあるべき姿をめざし、法の趣旨による本来の徴収業務の基本に立ち戻り、納税者の方々に市報などによるPRを行うとともに、徴収体制の強化と徴収職員の意識改革に取り組んできたところでございます。

数字で見ますと、昨今の厳しい経済環境のもと、現年課税分については伸び悩んでおりますが、滞納繰り越し分については一般市税の徴収率で平成18年度は11.73%、平成19年度が18.44%、平成20年度が24.33%と、確実に成果が現れています。

今後、本市の取り組み姿勢が時間とともに徐々に市民の方々の納税意識を高め、受け入れられていくものと考えております。

次に、滞納処分の基準についてでございますが、滞納処分は個別案件の滞納状況、財産状況、世帯状況を勘案し、差し押さえの実効性、合理性、効率制などを総合的に判断し、慎重に執行しているのが実情でございます。

滞納処分の執行実績につきましては、平成20年度において433人、503件の財産を差し押さえしております。納付相談時に差し押さえに

至らず自主納付になったもの、差し押さえ後自主納付となり、差し押さえを解除したもの、差し押さえを経て換価に至ったものなどを含め、通常の収納管理システムに乗せ、処理している関係で、滞納処分の対象データのみを分類集計いたしておりませんが、差し押さえによる換価部分のみを集計しますと、固定資産税で1,700万8,966円、年度個人別の延べ件数では235件、市民税で942万948円、年度個人別の延べ件数では214件、国民健康保険税で1,184万844円、年度個人別の延べ件数では217件、軽自動車税で80万7,158円、年度個人別の延べ件数では198件、合計差し押さえ換価額で3,907万7,916円、年度個人税目別の合計延べ件数では864件となっております。

次に、行き過ぎた強制徴収に関するご指摘ですが、納付期限内納税者と滞納者との均衡を保つため、滞納者には滞納処分をすることが定められております。滞納処分に際しては、当然差し押さえ禁止財産となっておりますものは差し押さえしておりません。滞納者の個人の生活実態をすべて把握することは事実上困難であります。調査内容、あるいは来庁における聞き取り等も踏まえ、対応しているところであります。

本市の場合、まず期日を定めての最終催告書の送付により、納付あるいは来庁いただき、一括納付できない場合は分納を含めた納付相談を促しています。それでも納付、または納税相談に至らない場合は財産調査や世帯状況調査などを行い、預貯金を含め、差し押さえ可能と判断される財産があるものについて滞納額に満つるまで差し押さえを行っているところであります。

今後とも、大多数の納期内納税者との公平性確保を念頭に、適切な滞納処分実施に取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）国民健康保険の質問にお答えいたします。

まず、1点目のおただしについてですが、国民健康保険をめぐる状況は、高齢化の進展や今日の大不況など、厳しい状況にあります。制度の健全な運営は社会保障及び国民保健の向上のためにも必要不可欠なものです。運営に当たっては、適用、給付、保険税の賦課徴収事務の適正、確実な執行、医療費の適正化への取り組みなど、重要な事項が数多くあります。

こうした中で、都道府県の積極的な役割が期待されており、平成20年6月の地方分権推進改革要項（第1次）において、国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県、県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年中に結論を得るとされております。

国民健康保険制度の破綻は絶対に避けなければならないものであるため、今回の税率改正を実施いたしました。今後、都道府県単位による広域化の推進等についての検討を見守ってまいりたいと考えています。

次に、2点目のおただしについてですが、社会保障制度は社会保険、社会福祉、公的扶助及び公衆衛生から成り立つものとされており、社会保険は病気、けが、出産、死亡、老齢、障がい、失業などの生活の困窮をもたらすいような事故（保険事故）に遭遇した場合に一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。医療保険は、この社会保険の中の1分野であり、病気、けがや出産、死亡など、この給付対象となり、重要な使命を持っていると考えます。

次に、3点目、4点目のおただしについて

ですが、保険税についてはさきの3月議会でもご答弁申し上げたとおり、税率については県下9市ではほぼ中位であります。

次に、資格者証の現時点の発行状況ですが、166世帯、うち居住者不明が48世帯の発行となっております。この資格者証の件については、昨年12月議会でご答弁申し上げた後、資格者証交付対象者のうち、中学生以下については有効期限6カ月の被保険者証を交付することに法改正されており、このとおり執行しております。

法等の規定により、運営されている国民健康保険制度において、第1点目のおたただしでも申し上げましたが、適用、給付、保険税の賦課徴収事務の適正、確実な執行、医療費の適正化の取り組みなどが当然であります。重要であり、今後も引き続き努力してまいりたいと考えます。

国民・市民皆保険制度を将来も維持するための抜本的な対策ですが、主に財源をどこに求めるかが重要な点となります。近隣市町村との税負担の公平性を考える場合、やはり広域での対応、公費負担増額の場合は法改正ということになります。いずれの場合も市町村単独では解決できない要因であることから、今後も国・県に対して制度の見直しについて要望してまいりたいと考えますので、ご理解のほど、お願いいたします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君、再質問はありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、1項目めから再質問を行いたいと思います。

今、担当部長から答弁をいただいたんですが、再度確認をしたいのは、②のそもそも論です。この社会保障としての国民健康保険事業というこの位置付けについて、もう一度担当部長の見解を伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）先ほど答弁でも申し上げましたとおり、社会保障制度は議員おただしのとおり、社会保険、社会福祉、公的扶助及び公衆衛生から成り立つものとされており、特に社会保険については重要な一つの社会保障制度の一つだと考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）その社会保障としての国民健康保険事業と、いわゆる市民の命と健康を守る事業という位置付けが非常に大事だというふうに思います。

次に、そういう社会保障事業としての国民健康保険事業とした場合、低所得者に対する課税額の問題があると思います。本年度から大幅な値上げが議会で承認を得ているわけですけれども、この年金受給者の皆さんの場合、低所得者に対して1.3倍の値上げをしました。年金の1割とか、あるいはその1割以上が値上げ分だけで、これ納入しなければならなくなるわけで、こうした被保険者は何人程度いるのか。

また、低所得者に対して能力を超えた課税になっている問題で、市当局はこれでよしと、やむを得ないと考えているのか、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）人数と、これでよいのかということなんですけれども、人数については後のほうでちょっとまた調べさせていただきますましてさせていただきますけれども、やっぱり皆保険ですので、低所得者の方についても皆保険として維持していかなければならないということは当然だと思います。その中で、今回国民健康保険が値上げされたわけですけれども、基本的には議員もご存じのとおり、国民健康保険の財源が療養費に対して割り戻してきて、公費負担が50%、あと税の負

担でやるというのが基本的なその枠が決まっております。それに基づいてした場合について、そのような形がなってきたわけでございます。

それで、私どもについても低所得者の払っていただけるような、やりやすい形につきましても、国のほうには、例えばもっと、例えばですけれども、国の制度として9割減でしていただきたいなというような形の中での要望とかという形についても、国のほうには出させていただいているというような状況でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）担当部長として、今回の値上げによって、これ能力を超えた値上げではないのかと。これを求めて、市民が納税できるのかという、この点です。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）今、議員おただしのおり、そういうような懸念も心配するところはあるんですけども、今、他の市町村との比較というんですか、平成20年度までについては県下の9市の中では一応最下位ということがありました。

長い間、その保険税についてはいろんな事情があって、値上げというのか、今までしてこなかったわけなんですけども、そういうようなことがあって、今回大幅な値上げということになったわけです。

他市との比較というのは別として、今の低所得者の方に対してこの保険が負担になっていないかということにつきましては、低所得者の方については負担になっているということでもありますし、その分については皆保険を守っていくためには、皆さんでこの保険料を負担していただくという形にもなってくるので、非常にそこのところについては難しいかなと思っておりますけれども、できるだけ

皆さんにご協力いただきたいと、そういうような形で思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）③のところでは、もう一つ滞納者からの保険証の取り上げ問題があります。資格証明書の発行数は部長から答弁があったんですが、短期保険証の発行数ですね、これはどの程度になっていますか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）ちょっと人数については、非常に手作業でそれを調べないといけないということで、申しわけないんですけど世帯のほうで報告させていただきます。

対象世帯は711世帯、そのうち短期者証の交付済みが496世帯、未交付が215世帯、未交付の内訳は住所不明が8件、納付相談に応じないが207件、資格証の発行は164世帯、うち居住者不明の世帯が48世帯となっています。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この短期保険証と資格証明書を発行する基準というのか、これ、説明いただけますか。どのような手順で進められているのか、できるだけ具体的に答弁ください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）ちょっとここに資料がありますので、済みませんが読ませていただきます。

国民健康保険の資格証明書の発行の手順とありまして、現在、資格証明書の人に納付相談の案内文書を送付し、対象者を再確認します。

2番目として、弁明の機会をとって話を聞く、納付相談について行うということです。

弁明書の提出理由の判断をし、資格証、もしくは短期者証を交付、弁明書の提出がない人については資格証明書を交付ということに

なります。

弁明の機会と同時に、特別の事情のある人や公費負担医療に需給している人を調査し、該当者については被保険者証を交付すると、そのような形で、納付相談を行いまして、それに伴って資格証明証を発行するか短期者証を発行するかという形になってきます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私の認識は、非常に機械的に短期保険証、あるいは資格証明書の発行が行われているのではないかと認識をしているんです。この資格証明書の発行、いわゆる保険証の取り上げで言えば、これ恐らく3回程度はがきですね、督促状なり勧告、警告ですか、いろいろ名前がありますけれども、3回程度被保険者宅に送りつけて、言葉は悪いですが、何の返事もないと、納付相談に来ないと。仕事としては3回はがきを送るだけで、もう資格証明書を発行しているのではありませんか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）議員おたしのおとり、実態的にはそうなるかもわかりませんが、本市としては弁明の機会といいますか、電話でもいいし、近くの、例えば生活に困窮する場合やったら、さっきの社会保障の中にもありますとおり、例えば近くのほうに民生委員とかがおられますので、その生活実態云々についてご相談いただければ、市に来なくてもそういうような形でご相談いただくとか、そういうような形があればいいんですけれども、こちらが電話連絡をしても、文書で出しても全く何の音さたもないという場合が多々あると聞いております。

実際に、そういうふうなことで市としても苦慮しているところなんですけども、市としては、そういうような弁明の機会と言っ

たらちょっと言葉がきついかもわかりませんが、納付相談ということで、何かの形で動いていただければ、市としてもそれに対してのいろんな福祉の制度とか、いろんなことに対してまたご相談もさせていただき、それをやっていくということで進めておりますので、ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私、申し上げたいのは、もっと困っていると思う、これ滞納する人は。お金がないんやし、能力以上のまず課税をしている問題があるやろう。払わないと、通知を送って出て来んと、これはもう悪質やと。だから証明書なんだと、これはちょっと機械的過ぎるって。これ、資格証明書をもらった人って、僕も何人か相談を受けているけども、例えば糖尿で2年間病院へよう行っていないと言うんだ。お金がないんだし。窓口で医療費の10割負担が要るやろう、資格証明書の場合。これ、だから最初に言ったように、社会保障としての国民健康保険事業から離れている。スタッフ不足だとは思うんやけど、これはやっぱり、以前ならある程度税の徴収をされているやろう、もう有無を言わず差し押さえというパターンやから、この納税できない理由が全然つかめないのと違う。自分が来て説明しなさいという態度でしょう。それは僕はまずいと思うよ。それは人を配置してでも、そういう納税できない人の実態をしっかりつかんでほしい。

本当に納税できないんだったら、生活保護云々とかいろいろ手を打っていかんならんと思うんや。私、後で言おうと思ったんやけど、最近聞いたんや。市役所という字はね、市民に役立つところなんや。市民に役立たなあかんのや。市民に苦勞というんか、これ橋本市苦所ってなってしまうやん。苦勞を与えると

ころになっちゃうじゃん、こんなやり方では。

これどうですか、ちょっとしかるべき人、部長は限界と思うんで、副市長どうですか、これ。人を配置できませんか、特に国民健康保険税の場合。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）思いやりのない行政をやっているというようなご批判をいただいているのかと思いますけれども、そもそもですね、やはり出てきていただきたいということで、ご通知を何度も差し上げているのに電話の一つもいただけないという、そのところでなかなか市役所としてのいろんな取り組みの苦労というのがありますので、配置して問題解決できるとは、なかなかちょっと、それで問題解決するかと言えば、なかなか解決できないだろうなというところで、一つの今までのその取り組みを、一つの何と言うか、市役所としても今後の取り組み、どないしていったらいいかということを考えるきっかけになるように、今取り組み始めたところで、やはり課題も出てきております。その課題についても今後どのようにしていくかというところを、いろんな話し合いの中で、税の滞納は後で出てくるかと思うんですけれども、やはりやったことの中で、課題や反省も見えてきておりますので、その部分については一つ一つどうすればいいかということを話し合いながら前へ進んでいるというような、そんな状況です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）強制徴収の課題も見えてきているんやと、副市長おっしゃっているんですが、私はこの国民健康保険税の、いわゆる資格証明書等の発行に至る、そこに至るまでに少なくとも滞納されている方がどういう生活実態、経済実態があるのかというあたりを、やっぱり最低というんか、役所でしっ

かりとやっぱりつかんでほしいと思うんですよ。こんなもう何百という単位なんでしょう、短期保険証で490ですか、その対象という言葉は悪いけど、711世帯になってきていると。これは資格証明書と入れたらもう1割超えてくるんと違いますか、国民健康保険加入者数の世帯数の。

これ、やはりどうしても人の配置というんか、国民健康保険の担当課もきりきり舞いしているという、その辺もよくわかるんですけども、だからといってはがき3回、はい保険証取り上げ、これはあまりにもひどいですよ。ぜひその職員配置できませんかね、そういう滞納者対策といいますか、関係で、これは強く求めたいんですが、無理ですか。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）職員の配置ということでございますが、基本的に滞納、焦げついている分につきましては、現在納税課のほうで集中的に担当しておるわけですがけれども、現年の分でこれから増えてくる可能性も、納められない人が増えてくる可能性もありますし、現年の納付できめ細かく対応することが、いわゆる滞納の増加をある意味減少させることも可能ではないかという判断がありまして、本年の6月1日付で現年分の徴収嘱託員を保険年金課のほうに配置、1名いたしまして、現在、その方に国民健康保険の制度をしっかりとちょっと勉強してからでないと、市民の方のご質問にも対応できないということで、そういう配置はさせていただいております。

その中で、いろんな電話の督促とか、そういうことを重点的に行いまして、納税者の方のいろんな状況ということも聞かせていただき、また、あるいはほかの制度の紹介であるとか、いろんなことも対応できるのではないかというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）一定の変化というか、この滞納者への対応をとっていただき始めたという、6月ということですので、それは非常にありがたいし、また評価をしたいというふうに思うんですが、根本的には頑張っていたとしても、能力を超えた課税という、基本的にやで、これがある場合、なかなか根本的な解決は難しいというふうに思うんです。

そこで、全国どこの自治体もこの国民健康保険事業に関して非常に苦労しているんですよ。苦労しているんですが、一番手っとり早いというんか、方法としては、一般会計からの繰り入れを行うことで、少しでも税負担を解消していくという方法を選択している、そういう自治体が多いんです。

そういう点で、一般会計の繰り入れ、私、この国民健康保険問題の、いわゆる財政的な問題のネックになっているのは国だと思っていますよ。国が、いわゆる負担金、一自治体に事業をやらせておいて、かかる事業の5割を国が負担すればいいんやし。それが45%という負担でずっと来ていた。それが38%まで減らしてしまった。これはもう大変ですよ。きつい、当たり前なことなんで、国に改めさすことは、負担金をもとに戻さす、少なくとも45%、国に負担してもらおうというのはもう当然なんやけど。

（「50%や」と呼ぶ者あり）

○3番（富岡清彦君）50%というのが基本になっているんですが、当面というんか、とりあえずというんか、45%に戻してもらえば、もう数億円というよりも、もっとの単位のお金が入ってくるんで、これが一番いいんですけど、なかなかやらんやろう、いや、政権変わったらわからんよ。僕の主観ですけど、わかりませんが、なかなかやってもらえんでしょう。じゃ、自治体としてどうするかって。これ一般会計から入れるしかないと。

最初に申し上げた、そういう法の精神から言っても、社会保障としての国民健康保険事業というふうに考えた場合、ここはやっぱり市長しか判断できやんと思うんやけども、ペナルティがあるって恐れているわな。たしか7,900万円ほどのペナルティがあるんだと、交付金が減らされるんだというんやけど、これもちょっと正確でないの。これ、市長無理ですか、政治判断で。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）富岡議員の再質問にお答えしたいと思います。本当に国民健康保険運営というのは大変であるということは、これはもう皆さん周知のとおりでございます。寝屋川市でしたか、きのう新聞に出ておりました、日本一高い国民健康保険税を、4万5,000円か5万円か引き下げるといふ、これは一般会計からの繰り出しということで、まあそれはその裏付けがあれば、ペナルティがいくらかけられようと立ち上がっていけるものであろうと思うわけでありまして。

国民健康保険の回収率にしましても92%でしたが、あれを上回ればいいんですけども、今年も2,800万円ほどでしたか、損失をこうむったというのが事実であります。本当に私も、これは相互扶助の精神というんですか、低所得者というのもよくわかりますよ。そういう皆さんに、大変もう少し親切味があってもいいんじゃないかというようなこともよくわかります。そうしたら、それをかゆいところをかくように、ある程度人員を確保することになりますと、一方ではやはり職員の削減にもものすごく影響してまいりますし、非常に難しい問題もあるわけです。

今後の富岡議員のご発言については、一度十分生かしていけるようにも努力はしてまいりたいと思いますけれども、そううまくはい

かないのが事実であろうと思います。本当に厳しいものでであろうと思いますが、これらにつきましても後期高齢者の医療制度の問題もございまして、いろいろと国への強い要請を、やはり地方自治体の長に当たる者は、やっぱりそれらについては積極的に取り組んでいくということのお約束だけはここで申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）2項目めに移ります。

いわゆる行政徴収、差し押さえ徴収ですね、これ基準はあるんでしょうか、基準、規則、つくってあるんでしょうか。あるのかないのか、お答えください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）基準があるのかないのかということであれば、作成はしておりません。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この市民の大切な財産、これを押さえるわけですけれども、なぜ必要ないんでしょうか、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）その基準というのか、書類にしての基準はございません。ただ、地方税法なり、国税徴収法に基づきまして、その法の趣旨にのっとりして事業、事務処理を進めさせていただいております。

極端なご答弁をさせていただきますと、税法上では督促状を出して、それに対して納付がなければ即差し押さえをしても構わないということで、今現在は、橋本市としましては督促状を出させていただいて、納期内納付をしていただけないという方につきましては、催告書なり納税最終催告書を送らせていただいております。そして、一括納付が困難な場

合には分納誓約なり、市役所への窓口相談にお越しいただきたいということで取り組んでおります。

そうしまして、実際問題、その納税相談に来ていただきまして、差し押さえの一手前で分納誓約をお願いしていただいているケースもございます。

また、給与等を差し押さえさせていただいて、その中でご本人が市役所にお見えになっていろいろご相談させていただいた結果、分納誓約ということで給与の差し押さえを解除させていただいて、分納誓約に至ったといういろんなケースがございますので、その点は市のほうの納税課では4班体制で動いておまして、そこらあたりの横の会話なり、一つの基準というものは、毎月なりミーティングを行いまして、情報の共有化、個々の班、4班ごとに異なった対応をするのではなくして、日夜そういった内容の精査に取り組んでおる、そういうことで差し押さえに取り組んでおります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いわゆる強制徴収、差し押さえ徴収に関してなんですが、和歌山県地方税回収機構か、これを立ち上げたときに、約4年前かと認識するんですが、悪質滞納者を回収機構に送ると、こういうことでしたな。この悪質滞納者とは、当時の説明では収入がある、預金も財産も豊富にあるのに納税しない人、簡単に言えばですよ、このような説明があったと。自分もそのように認識していたんや。

市のほうは、この回収機構に学んで悪質滞納者について強制徴収をやっていると、こない自分としては認識していたんですけども、どうもこの認識は違っていると。滞納者イコール悪質滞納者と、こういうふうに変えてやっているんじゃないでしょうか。だから、基準

とか内規とか、そんな必要ない。もう滞納者はすべて悪質滞納者、滞納者はすべて強制徴収、差し押さえ徴収を行うと、こういうことでやっているのではありませんか、この数字を見る限り。違いますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）そういうことはいたしておりません。あくまでも滞納される方につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたけれども、私どもとしましては片っ端から差し押さえすればいいんだということは毛頭考えておりませんので、それなりの手続きはとらせていただいております。

なおかつ、先ほどの1番目の質問なり答弁でもあったわけですが、督促状なり催告書なり最終催告書なり、また、例えばでございますけれども、生命保険を差し押さえさせていただく場合でも、差し押さえる段階で1カ月間の換金、換価予告もさせていただいております。そして、1カ月たてば換価させていただきますよと、税に充当させていただきますよという手続きも踏ませていただいております。

なおかつ、それでも1カ月後に何の連絡もなければ入金もないという方につきましては、再度、もう最終ですよと、いいんですかと、もう解約させていただきますよというお手紙を入れさせていただいた上で、最終の執行をさせていただいておるということでございまして、決して滞納されている方がすべて悪質だということは全然考えておりませんので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）だとすれば、この滞納世帯数ですね、総数、差し押さえ総数は聞きましたので、それ示していただけますか。何割程度差し押さえの対象になっていますか。ちょっと数字で教えてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）細かくは数字は持っておらないんですけれども、ちなみに、現在全体の滞納者数、平成20年6月8日現在集約した数字では、約4,850人の方が滞納されておるということでございまして、ちなみに、平成20年度の最近の数値で申し上げますと、現年度分の徴収率につきましては97.50%、滞納繰り越し分の徴収率は24.3%、現年度滞納合計徴収率は90.1%ということになってございまして、ちなみに平成19年度でございまして、私どもの一つの大きな課題であり責任を感じておるんですが、平成19年度の不納欠損額につきましては約1億3,500万円の不納欠損を発生させておるということにつきましては、行政としても滞納整理も進めたいんですけれども、その表裏といたしますか、相反する部分が出てきておりますので、その点も含めまして、議員ご指摘のとおり、きめ細やかな対応はさせていただく必要があるかと思っております。納めたいけれども、経済的に非常に困窮されておるという方々につきましては、その判断をさせていただいた中ではきめ細やかな行政対応をさせていただくということをご答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これ、いわゆる延滞といたしますか、古いのも、以前、5年近くまで含めての件数をおっしゃっているわけですね。そのうちの約1割を差し押さえをやっていると、こういう理解でいいわけですね。

もうちょっと時間がないので、直接相談を受けた、これはもう行き過ぎた徴収だというふうに私認識したんですが、議場でおられる方は経験ないと思うんですが、悪名高いサラ金の徴収あるやろう。これね、滞納したらどうしているかというたら、裁判所に訴える、業者が。そして、裁判所の決定を受けて、サ

ラリーマンの場合だったら給料を押さえるわな。給料を押さえるんでしょ。その場合、裁判官は生活費をのけておくのよ。生活費を除いて残りの金額で返済しなさいと、こういう判断をする。

私、体験したので言えば、たった7万円の給料を押さえてしまったんでしょ、そうやろう。これ部長、知ってるで。いくら部長に言うても、その方と、これ回収機構じゃないわ、一生懸命に頑張っている、差し押さえしている職員の士気を落とすと言いましたな。3万5,000円返したってくれへんかと僕言うたわな、それ合っているんかどうかわらんよ、その判断が。ところが1円も返したらへんわな。これ、両者とも、いわゆるサラ金と行政とは違うわけだけでも、そうした生活費を丸々押さえてしまうというやり方ね、これ行き過ぎていないんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

まず、給料の差し押さえにつきましては、市といたしましてもその差し押さえ限度額というのがございます。そういう計算式がございまして、毎月の給料を差し押さえさせていただく場合には、全額というわけにはいきません。家族の世帯構成なり、必要最小限の経費、そういったものは控除した中で、ここまですたら可能ですよという計算式がございまして、それにのっかって差し押さえ可能限度額の範囲内で差し押さえをさせていただいておるのが橋本市のやり方でございます。

それから、もう一点目のご質問なんですけれども、私、その答弁につきましては、私の職務上知り得た秘密でございますので、一般論としてご答弁させていただきたいと思えます。

給与全額ということなんですけれども、それは給料じゃなしに貯金を押さえさせていただくケースが多々ございます。給料については限度額の範囲内で押さえさせていただきます。

ただ、1点だけご理解をいただきたいと思えますのは、これ全般的な話としてのご答弁ということでもよろしくお願いいたします。

そこに至るまでにいろんなケースがございます。やはり市といたしましても時間の許す範囲、人材の許す範囲の中ではきめ細かな対応はさせていただいておるつもりでございます。そういうことで、議員ご指摘の部分については、繰り返しのご答弁になるかと思えますけれども、やはり払いたくても払えないんだという方々については、いくらでもご相談に応じさせていただく覚悟で動いております。そういった中では、執行停止もさせていただくケースもございます。最終的には不納欠損に至る場合もございますけれども、ただ、そういった差し押さえなりの法的手続きをさせていただかないと時効が成立してしまうということになれば、やはり行政としての責務が発生してまいりますので、ご理解のほど、ただ、議員ご指摘の部分については、今後も徹底して職員には周知徹底をさせていただきたい、気配りのあるより繊細な滞納業務に取りかかるようにということは、上司として指示させていただきます。

以上、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私が相談を受けた給料の差し押さえの件、あるやろう。今の説明と違うやん。7万円振り込まれたのよ、給料。安いですよ、パートやから。それを全額押さえてしまったんや。この日のうちに給料が入るといところまで行政はつかんでいるというのは大したもんや。そんなもの朝一番に押

さえられてしまったんや。あれ26日とかだったな、そんなもの支払いとかいろいろあるのに、今部長の答弁と違うよ、僕が相談を受けた事実として。全額を押さえてしまったんよ。だから問題でないですかと言っているんや。答弁と実際にやっていることと違うやん。

わかるんですか、預金、何が入ったって、行政も。年金なのか給料なのか、そんなん全部わかるんですか。この事実を認めてくれな納得できませんよ。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）一般的な事務処理としてご答弁させていただきます。

預貯金なり給与を押さえる場合、すべて状況調査、家族調査、それから預貯金等すべて現状調査をさせていただいております。そういった中でいろんな、先ほどご質問いただきました給料の振り込みも、当然年金の振り込み日、それから、それ以外にいつ入金、大きな金が動いているか、動いていないかということにつきましても調査はさせていただいております。

ただ、再度ご理解をいただきたいと言いますのは、たまたまその部分、差し押さえをされた給料全額、預貯金を全額という部分で多々一般的にあるわけがございますけれども、そこに至るまでには何回となくお願いもし、文書も出させていただいて、そこでお話をさせていただきましたら分納誓約という手続きをとらせていただいております、差し押さえを解除させていただいておるというケースもございますし、差し押さえする一歩手前で分納誓約で納税に協力していただいておりますというケースもございますので、今後もそういった部分では皆さんに催告をお願いしていくということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）先ほど、保留いたしま

した健康福祉部長の答弁を許します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本健二君）値上げした分の何人かということなんですけども、本年度のまだ税が確定していないため、比較がちょっと困難ということで聞いています。また、わかり次第合計させていただきまして出していきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）全く納得いかんのよ。もう時間ないんで、簡単にいくで。

その方は、国民健康保険税を滞納していたんですよ。7カ月分でしょう。その方は、厚生年金に入っているわけよ。まあ言うたらうっかりみたいな感じで、その残っていた分でしょう。

さらに、分納の約束もしたと言っているわな。納付書が送ってこないって言うんやけど、納付書。それは役所がこの月は何ぼって書くもんでなしに、本人が納付書の白紙を送って何ぼ、何ぼって書き込むって、こういうことなんだそうですが、もう時間ない、とにかく生活できないようにするなということや、役所が。間違っているよ。もう時間だから、強く要望する。

○議長（中西峰雄君）これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時33分 休憩）